

1 議 事 日 程

[平成30年太宰府市議会 総務文教常任委員会]

平成30年2月28日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第6号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について
日程第2 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第8号 太宰府古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第9号 太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について
日程第5 議案第18号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	神武綾	議員
委員	長谷川公成	議員	委員	原田久美子	議員
〃	徳永洋介	議員	〃	柳原莊一郎	議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	石田宏二	教育部長	緒方扶美
総務部理事	原口信行	教育部理事	江口尋信
議会事務局長	阿部宏亮	総務課長併 選管書記長	田中縁
社会教育課長	中山和彦	経営企画課長	高原清
学校教育課長	森木清二	文書情報課長	平田良富
文化財課長	城戸康利	管財課長	小柳憲次
文化学習課長兼 中央公民館担当課長兼 市民図書館担当課長	百田繁俊	防災安全課長	齋藤実貴男
文化学習課参事	宮井義高	地域コミュニティ課長	藤井泰人
スポーツ課長	安恒洋一	監査委員事務局長	渡辺美知子
会計課長	小島俊治	議事課長	花田善祐

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 力丸克弥

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第6号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第6号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） おはようございます。

それでは、議案第6号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

この施設につきましては、平成27年4月1日から3年間、一般社団法人太宰府市体育協会を指定管理者として指定しておりますが、その期間が平成30年3月31日で満了となります。

指定管理者の選定につきましては、前回に引き続き、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者として一般社団法人太宰府市体育協会を選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、公募によらない指定管理者の指定期間につきましては、前回までは3年間といたしておりましたが、公募によらない指定管理者を指定した他の施設の指定期間と合わせるために、今回は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間としております。

説明は以上でございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 総合体育館はわかっているんですけども、それ以外の太宰府市内のスポーツ施設、その指定管理はどうなっていますか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 公募によらない施設として、体育センターが財団、歴史スポーツ公園も同じく財団、大佐野スポーツ公園もスポーツ財団で、北谷運動公園が体育協会となっております。

ります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 北谷運動公園だけが体育協会ですか。松川は。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 松川は直営で委託という形になっております。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 今回の指定管理は平成27年、平成30年からということになっていますけれども、これは平成27年からの2回目ということによろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 当初が平成21年から2年間、続きまして平成23年から2年間、平成25年からの2年間、そして平成27年から3年間、そして今回に至っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 全て体育協会さんということによろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） はい。さようでございます。

○委員長（門田直樹委員） 副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） ちょっともう一点お伺いしたいんですけれども、指定管理については、事業報告なんかは議会のほうに報告がないので、今回体育協会さんのほうで北谷運動公園なんですけれども、運動公園のほうでの利用者からの要望とかいろいろ上がっていると思うんですけれども、それはスポーツ課のほうに上がったとか、体育協会のほうに直接行ったりとかということがあると思うんですが、そこに上がってきたものは体育協会さんとの話はされていますでしょうか。済みません。どのようにされているかをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 毎月1回体育協会は理事会がございまして、私と担当で出席しており、管理人等から上がってきた報告書の点検と口頭での説明を受けております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○副委員長（神武 綾委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

なら、私から。

指定管理に関して、議員になる前、なってからですか、何かいろいろかわりがありまして、体育協会として懐かしいんですが、いろいろ体育協会にある指定管理をさせるということに関していろいろ理由があったんですね。なかなかちょっと複雑ではあると思いますけれども。最初は公募で幾つかと競い合っていたと思います。3回目ぐらいでようやくこういう形で指定管理者となったんですが、やはりその分は特段大きな問題もなく、体制も非常に今専任も置かれたようで充実していると思います。

ただ、幾つかちょっと心配なところがあって、その一つが公共施設、ここの北谷にかかわらないんですが、よそも同じことが言えるかもしれませんけれども、利用者の事故なんかに関する補償に関して保険とかはどうなのかと。実はこういった施設は掛けぐあいが複雑で、まともに掛けたらすごい高いんですね。指定管理料が大分なくなるような金額だと思う。そういうときに、施設そのものにかかわるのであれば市が対応するのか、その瑕疵の責任分担というのか。別の自治体だけれども、落雷で高校生が植物状態というか、そういうふうな重篤なことになって、結局2億円ぐらいの賠償が確定して、裁判で。確定して、結局体協は払い切らんで解散したという事例があるんですね。だから、それも前から言っとるんだけど、現実なかなかその辺の話し合いが難しいと思うけれども。例えば、テニスコートに穴があったと、穴があって、そこにつまずいて1カ月休業したから休業補償とか何々ですね、そういうのはどういふふうにまずはされているのか、保険があるのかないのか、管理者と市との話し合いなのか、ちょっとその辺、わかる程度でいいですから聞かせてください。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 体育協会さんの保険に入っとられるというのは聞いております。あと、当然市の施設の管理状況での原因というか、自己責任ということで、当然協議にはなってくるとは思いますけれども、ちょっと具体的にははっきりとはわかりません。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。

というのは、たとえ今施設が目に見える形で、何か原因がこれだというものがあればそういう話になろうけれども、今さっき例えで言ったわけじゃないんだけど、落雷とか、何か自然災害とかで利用者の責任と管理者の責任と市の責任、そういったものはどこかで、契約とか、あるいは仕様書等々、細かく交わされますよね。あの辺でもやっぱり指定管理者、これだけのことはもう例えばそういうふうな退避勧告みたいなことをまずやれと。やってもそれ以上されるのはそっからは大分利用者の責任が大きくなると思うけれども、そんなところもやっとかんと、そろそろあってからでは遅いですから。そういったことの対応もよろしく願います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 財団のほうの理事をさせていただいたり、体育協会のほうの理事をさせていただいて、どちらも市民のために頑張っておられると思うんですけども、その辺の横のつながりがどうなのかなと。

例えば、今問題になっている中学校の部活動指導者、外部指導者に対する手当とか、太宰府市はゼロ。よその自治体を見ると、大野城とかは体育協会のほうで外部指導者員は何らかの手当が支給されていたり、スポーツ少年団への予算面のやり方とか、疑問を感じる部分があるんですよ。何か本当に市民……子どもたちとか、スポーツ、文化に対する支援体制が今の状態でいいのかと。体育協会のほうにももっと動けるような予算があったらいいのかと思うんで、これはまた勉強させていただいて、また一般質問させていただきたいと思います。

賛成の立場で。

○委員長（門田直樹委員） 賛成ですね。

ほかにごいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

ちょっと採決の前に意見交換ということで、討論じゃないんですが、先ほど委員が言われた件ですけども、指定管理者、それぞれ自主事業がやれるわけですよ、その実務の予算の中で。そして、自主事業というのは、最初の選定のネックにもなるわけですね。その中で、例えば北谷運動公園であればテニス教室をずっとやっている、その中で有償でそういうふうな講師を雇ってやっている。しかし、いかんせん運営の中でやるしかないので。あとは市のほうの援助、支援があれば、もっとそれが拡大できると思います。これは意見ということで。

それでは採決を行います。

議案第6号について可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第6号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」は可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成5名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第7号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第2、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分を議題とします。

執行部の説明を求めます。

地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤井泰人） 議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

条例改正新旧対照表は8ページ及び9ページをごらんください。

本件は、太宰府市の附属機関の一つであります太宰府市自治基本条例審議会にしまして、担任する事務が変更したことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

自治基本条例審議会は、自治基本条例の制定に向けて、平成23年11月に第1回の審議会を開催いたしましたから平成27年10月までに28回の審議会開催の後、平成27年10月27日をもって答申を提出され、所期の目的は達成いたしました。平成29年4月1日に、本市における自治の基本理念及び基本原則を定める自治基本条例を施行いたしました。条例の第29条に、条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、見直しについて市民参画による検討を行うものとするなどを規定していることから、条例別表中の「担任する事務（目的）」につきまして、現行の「条例策定に関する事項」を「条例（平成29年条例第19号）の運用及び改廃に関する事項」に改正するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 今回の自治基本条例の条例に関する審議会ですけれども、条例が制定されてから、今回この審議会の内容が変わるということですが、委員さんのメンバーは、また新しくこれで変わられるということでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤井泰人） この自治基本条例の審議会につきましては、規則におきまして構成メンバーが決まっております。今回は所掌事務が変わった、制定から運用、改廃に関するということに変わったということでの改正になりますので、メンバーについてはまたこちらの見直しを必要とするときに、審議会を開催するときには同じ構成メンバーの中から審議委員さんを市長が委嘱するという形になろうかと思っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号の当委員会所管部分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第7号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第8号 太宰府市古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第3、議案第8号「太宰府市古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長(高原 清) 議案第8号「太宰府市古都・みらい基金条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

議案書の34ページ、新旧対照表でいきますと10ページになります。

この件につきましては、先日の議員協議会でもご説明を申し上げましたが、この太宰府市古都・未来基金条例は、平成21年9月議会におきまして議員発議により制定をされました。それで、平成22年4月から施行をされております。施行時点での適用期間は平成27年3月31日までとされておりましたが、その後3年間延長され、現在では平成30年3月31日までの適用期間となっております。このたび、適用期間を3年間延長いたしたく提案させていただくものでございます。

延長の期間につきましては、同条例の制定の経緯を鑑みまして、昨年12月議会で議決いただきました、太宰府市歴史と文化の環境税条例と同期間の3年間とし、附則の適用期間を平成33年3月31日までに改正するものであります。

また、あわせまして附則の同項中の「この条例」との表現を「同条例」に文言を改めるものでございます。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 基金を調べてみたら、平成29年度の1件だけしか集まってないように書かれていたんですけども、基金が毎年度でかなり減ってきているような気がするんですけども、ちょっと説明していただいてもいいですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） こちらの基金につきましては、今の委員ご指摘のとおり、平成28年度は1件、金額にいたしまして13,710円でございます。平成22年の施行から現在まで合計寄附件数は160件の、金額で申し上げますと373万6,440円というふうな状況になっております。平成22年度、平成23年度、平成24年度、設立当初以降件数はあったんですが、平成27年度以降、件数が激減しているような状況でございます。これにつきましては、推進会等にも現在のこういう状況につきましてご説明を私のほうから直接いたしまして、今後の寄附が増える方向で、何かまた方策を検討いただきたいというご依頼はさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにご覧いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 私から。

この基金は、受け入れるところとしてあったら将来何か状況が変わる可能性もありますから、委員から、何か説明として自覚と誇りはいいんですが、未来を担う子どもたちに引き継ぐということになったら、子どもたちというのはどうかということで、前文に確かにそういうことが書かれておるんですが、事業区分は3つ掲げとるけれども、保存活用とガイダンス機能と太宰府を愛する人々の育成と支援云々ということですが、子どもたちに対するそういうふうな啓発とかそういうふうなことに何か、今までは使っていないにしても今後、例えば教育委員会が前につくった歴史の小冊子があったでしょう、あれはいい物ができていますよね。ああいうふうなものも将来的につくろうとか、事業区分でいえば、子どもたちに引き継ぐそういうふうなものはどこに入るんですかね。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 今の委員長がご指摘のとおり、この第2条の事業区分、3本柱になっておりますが、今の子どもたちの育成ということに関しましては、やはり太宰府を愛する人々の育成というところに該当するのではないかというふうに私は思っております。まさに、この条例の基金の設立の目的こそ、今委員長のご指摘がありましたとおり、太宰府市の将来を担っていく人たちを育成するところが一番大きなところじゃないかなと。また、太宰府市を愛する心を育むということが大きな目的だと、私は思っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） まず事業というよりも、まずためんと使いようもないですから。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第8号「太宰府市古都・みらい基金条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第9号 太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第4、議案第9号「太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 議案第9号「太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の36ページをお開きください。

本条例は、土地を先行取得し事業の円滑な執行を図るために、昭和44年12月に施行されました。当時は土地が右肩上がりで高騰しておりましたので、できるだけ早く取得した方がメリットがございましたが、現在土地価格が下落する中で、先行取得するメリットがない状況となっております。また、平成16年2月以降、この基金を利用した土地の先行取得の事例もなく、今後についてもその必要性が薄いことから、本条例の廃止をお願いするものでございます。

なお、本条例が廃止された後は、現在、基金が保有しています道路や学校用地等の土地につきましては、それぞれの所管に移管する予定でございます。

また、本基金が所有する現金70万2,042円につきましては、一般会計に繰り入れまして、その後公共施設整備基金に積み立てする予定としまして、本議会に補正予算案として提案をさせていただきます。

説明は以上でございます。

ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第9号「太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時23分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第18号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○委員長(門田直樹委員) 日程第5、議案第18号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

2款1項7目公共施設整備関係費及び2款2項1目総合企画推進費について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長(高原 清) 2款1項7目細目330公共施設整備関係費、25節積立金、公共施設整備基金積立金70万3,000円についてご説明いたします。こちらにつきましては、今議会に提案いたしております太宰府市土地開発基金条例を廃止する条例案、こちらを議決いただいた折には、土地開発基金に現在あります現金70万2,042円を一般会計に入れまして、その後公共施設整備基金に積み立てするものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

一般会計への受けといたしまして、18款1項1目15節土地開発基金繰入金に、同額の70万3,000円を計上しております。

戻りまして、12ページ、13ページをお開きください。

2款2項1目細目990総合企画推進費、25節積立金、歴史と文化の環境整備事業基金積立金についてご説明をいたします。

こちらにつきましては、本年度、歴史と文化の環境税収入が8,710万円ほど見込まれますことから、歴史と文化の環境整備事業基金積立金を710万円増額補正するものでございます。

関連する予算といたしまして、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

こちら、1款7項1目歴史と文化の環境税、現年課税分として同額の710万円を計上しております。こちらにつきましては、所管が環境厚生常任委員会の所管となりますが、関連ということで説明をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、16、17ページをお開きください。

10款4項4目図書館管理運営費について説明をお願いします。

文化学習課長。

○文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長（百田繁俊） それでは、細目130図書館管理運営費の18節備品購入費の補正額5,000円及び関連いたします予算書10ページ及び11ページに、歳入予算で計上いたしております17款1項3目1節社会教育寄附金の図書購入指定寄附5,000円につきましてあわせてご説明申し上げます。

この5,000円は、市民の方からの図書購入指定寄附を図書購入に充当するものです。市内の男性から、図書購入費にということでいただいております。

説明は以上であります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳出の説明を終わります。

それでは次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書10、11ページをお開きください。

18款1項1目財政調整資金繰入金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 18款1項1目7節財政調整資金繰入金1億5,603万8,000円について

ご説明申し上げます。

こちらにつきましては、本補正の調整財源として繰り入れるものでございます。これによりまして、今回の補正後の財政調整資金の残高でございますが、予算ベースで26億882万6,130円となります。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で歳入の説明を終わります。

それでは次に、補正予算書の4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正の審査に入ります。

防火水槽改修事業について説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 防火水槽改修事業費の繰越明許補正についてご説明いたします。

対象となる場所は、太宰府中学校北西側の銚の浦公園になります。その隣接地にコンクリートブロックで立ち上げた無蓋の防火水槽があり、老朽化で一部水がしみ出ているため、改修予算を計上し、銚の浦公園内に代替の地下式防火水槽を設置する予定で工事を準備しておりました。

今回、繰越明許費の補正の理由としましては、工事に際して埋蔵文化財の試掘調査が天候の関係で遅れたこと、また公園の面積が181㎡しかなく、掘削工事や据えつけ工事に際しては、周辺道路に重機をおいての工事となり車両通行どめが必要で、住民から迂回路がないため車両通行どめしない施工を要望されました。そのため防火水槽設置工事の見直しに時間を要したためです。

現在、車両通行どめをしないで施工が可能な地上タンク式の防火水槽の設置を検討しているところです。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、文化財調査事業について説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） それでは、10款4項の文化財調査事業についての繰越明許補正の説明をさせていただきます。

中身は、これは現在も史跡になっております西鉄二日市駅の北側にあります客館跡の調査時に、木製品、木簡、木に字が書いてあるやつと、それから机の天板、今でいう机、正座して座

って書きますから低いんですけども、この天板が井戸枠に転用されて出土しておりました。これは両方とも、奈良時代中ごろのものでして、まさに客館が動いていた時期のものであります。水漬け保管をしておったわけなんです、今後展示等に使うためには、木製品ですんでこのまま放っておくと水分が抜けてくちやくちやになりますんで、保存処理が必要であるということで、今年度元興寺文化財研究所に、この木簡と机の天板を保存処理の委託をしておるところです。

木製品、非常に個性が強うございまして、その保存処理の手法からを検討して進めておったところなんです、当初は年度内で処理を終わる予定でしたけれども、その様子を見ながら進めるといいうところで、どうしても今年度中に終わらないということになりまして、予定では来年度、今年の10月に仕上がるということになったものですから、繰越明許をお願いするものでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で第2表繰越明許費補正の説明、質疑を終わります。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第18号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時32分〉

○委員長（門田直樹委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時33分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成30年5月21日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹